

2024年10月31日

## 互助会の規約及び規則の改正

JMRC 北海道互助会会員の皆様および JMRC 北海道加盟クラブの皆様へ。

2025 年度（2025 年 4 月 1 日以降の事業年度）より、JMRC 北海道互助会の規約および規則の改正を行います。皆様、添付の pdf を必ずご確認ください。

今回の改定の背景にあるのは、これまで互助会を全国規模で行ってきた JMRC 全国互助会が来  
年 3 月末（2024 年度末）を持って解散することです。これまでは保険業法の関係で互助会の規模  
（会員数）が 1,000 人以下であれば保険業法上問題無いとの解釈に基づき、各地区 1,000 人以下  
の規模で運営を行ってまいりました。しかし最近になり新たな解釈が出され、各地区 JMRC が補  
完しあって行っている現在の形ですと【各地区】ではなく【全国】で 1,000 人以下の規模に抑え  
なければならないという解釈になり、実質的に全国規模では存続することができなくなりました。

これまで互助会での補償は死亡の際は最高 1,000 万円まで支払われる条件でしたが、この内  
JMRC 北海道の負担が 200 万円、残り 800 万円は全国互助会により各地区で負担となっていまし  
た。この為、現状のままですと死亡の場合でも JMRC 北海道として負担できる 200 万円までとな  
ります。しかし現状の国内競技規則細則内に、レースやラリーのオフィシャルに就く場合は 500  
万円以上の保険加入が必要となる為、JMRC 北海道単独で 500 万円の支払いを上限とする改正を  
行います。これに伴い掛け金を下記のように変更致します。

### ◆JMRC 北海道互助会 掛け金

**変更前：1,000 円 変更後：1,500 円**

（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日まで有効）

### ◆JMRC 北海道スポーツ安全保険（区分 C）掛け金

**変更前：2,000 円 変更後：2,500 円**

（有効期限は上記互助会と同じ。区分 C は高校生以上かつ 2025 年 4 月 1 日時点で 64 歳以下）

### ◆JMRC 北海道スポーツ安全保険（区分 B）掛け金

**変更前：1,400 円 変更後：2,000 円**

（有効期限は上記互助会と同じ。区分 B は 2025 年 4 月 1 日時点で 65 歳以上）

2025 年度（2025 年 4 月 1 日）有効分からの掛金変更となるため 2024 年度中に手続きを行う場  
合でも、新たな掛金での手続きとなります。

皆様にはご負担を増やす事となりご迷惑をお掛けしますが、どうぞよろしくお願い致します。  
お問い合わせは JMRC 北海道互助会事務局までお願いします。

JMRC 北海道互助会

JMRC 北海道互助会 事務局（株式会社西野製作所 内）

（e-mail）[gojokai@jmrc-hokkaido.org](mailto:gojokai@jmrc-hokkaido.org)

（連絡先）TEL 0143-44-5945 / FAX 0143-46-3188

（対応時間）平日 9:00～17:00